

ID: 702

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	保護の停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第26条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (保護の停止及び廃止) 第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日